

令和4年度大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金事務処理要領

1 趣旨

この要領は、大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金（以下「補助金」という。）の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助事業

補助金の交付の対象となる事業は、大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・滋賀県内に私立高等学校（全日制・定時制・通信制課程・専攻科）・中学校・小学校・中等教育学校（以下「私立高等学校等」という。）を設置する学校法人が、当該私立高等学校等に在学する児童・生徒の学資負担者（※）（大阪府民である場合に限る。）の授業料を減免する事業とする。

※ 「学資負担者」とは、原則として所得税法上当該児童・生徒を扶養親族としている者を指す。

3 減免要件・減免金額等

（1）経営状況の悪化に伴う会社等の倒産・解雇等又は自営業の廃止（自主廃業（注1）を除く。）により、失職した場合。

失職した日（離職日の翌日）から、当該年度末までの間の授業料（生徒が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年三月三十一日法律第十八号）第6条第1項の規定に基づく就学支援金、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）第3条第1項の規定に基づく学び直し支援金又は高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定。以下「専攻科支援要綱」という。）第3条第1項の規定に基づく専攻科支援金（以下「就学支援金等」という。）を受給している場合（注2）は当該額を除く。）を全額減免するものとする。

ただし、当該年度の初日の翌日（4月2日）以後に失職し、又は当該年度内に再就職した場合においては、失職した日（離職日の翌日）から再就職（アルバイトを含む。）した日の前日までの間の月数（暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じるときは、これを切り捨てることとする。）に係る授業料（就学支援金等の支給を受けている場合は当該額を除く。）を減免するものとする。

（注1）自主廃業とは、破産法に基づく手続きによらず、自主的に事業を廃止すること。

（注2）就学支援金等の受給資格があるにも関わらず、認定申請を行っていない場合はいずれも受給しているものとする。

（2）会社等の経営状況の悪化又は傷病により、収入が前年より著しく減少した場合
当該年度の授業料を1/2減免するものとする。

(3) 私立小学校、中学校又は中等教育学校（前期課程）（以下「私立中学校等」という。）に在学する児童・生徒の学資負担者が、3 減免要件・減免金額等（1）又は（2）に該当した者であって、授業料の減免の措置を受けた翌年度以降も、継続して年収が400万円未満相当かつ資産保有額が700万円未満である場合（ただし、当該児童・生徒が当該私立中学校等に在学している場合に限る。）

当該年度の授業料に相当する額を減免するものとする。ただし、授業料の月額に相当する額が補助対象上限額（28,000円）を超える場合は、補助対象上限額とする。

4 補助対象期間及び補助対象月数（会社等の倒産や解雇による失職の場合）

(1) 補助対象期間

令和4年度中（令和5年1月から3月までの間を除く。）の失職した日（離職日の翌日）から令和4年度末（同年度内に再就職した場合にあっては、再就職（アルバイトを含む。）した日の前日）までの期間とする。

ただし、令和4年1月から3月までの間に失職し、令和4年4月以降も引き続き失職している場合（令和4年度に新入学（編転入学を含む。）をした者であって、令和3年度に私立高校・中学校・小学校・中等教育学校に在籍していなかったものについては、令和3年4月以降に失職し、令和4年4月以降も引き続き失職している場合）についても、補助の対象とすることとし、この場合の補助対象期間の始期は、令和4年4月1日とする。

(2) 補助対象月数

(1)の補助対象期間の月数（暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じるときは、これを切り捨てることとする。）を補助対象月数とし、当該補助対象月数に係る授業料を補助の対象とする。

なお、減免の始期・終期、再就職した場合等の取扱いについては、下表の例による。

※補助対象期間及び補助対象月数 算定例

	離職日	再就職日	失職期間	補助対象期間	補助対象月数
1	令和4年1月31日	令和4年度中再就職なし	令和4年2月1日～令和5年度以降	令和4年4月1日～令和5年3月31日	12カ月分 (令和4年度分全免)
2	令和4年7月31日	同上	令和4年8月1日～令和5年度以降	令和4年8月1日～令和5年3月31日	8カ月分
3	令和4年8月10日	同上	令和4年8月11日～令和5年度以降	令和4年8月11日～令和5年3月31日	7カ月分
4	令和5年1月31日	同上	令和5年2月1日～令和5年度以降	令和5年4月1日～	令和4年度事業は対象外

5	令和4年4月30日	令和5年2月20日	令和4年5月1日～ 令和5年2月19日	令和4年5月1日～ 令和5年2月19日	9カ月分
6	令和4年4月28日	令和5年1月25日	令和4年4月29日～ 令和5年1月24日	令和4年4月29日～ 令和5年1月24日	8カ月分
7	令和4年4月28日	令和5年1月29日	令和4年4月29日～ 令和5年1月28日	令和4年4月29日～ 令和5年1月28日	9カ月分

5 所得基準（著しい収入減の場合）

会社等の経営状況の悪化又は傷病に伴い、収入が著しく減少したことにより、1/2減免の対象となるのは、次の①②のすべてに該当する場合のみとする。

- ① 令和4年の総所得金額見込みが前年の1/2以下に減少していること。
- ② 令和3年の課税総所得金額が 98万円に次の金額を加えた額（※） を超えている場合であって、令和4年の課税総所得金額（見込み）が 98万円に次の金額を加えた額（※） 以下となっていること。
 - ・ 0歳以上16歳未満の扶養親族1人あたり33万円
 - ・ 16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり12万円

- ※ 4人世帯（夫婦の一方が働き、高校生1人、中学生1人の世帯）の場合、年収めやすは450万円となる。
- ※ 年齢は、令和3年課税総所得金額は令和3年12月31日、令和4年課税総所得金額は令和4年12月31日現在

なお、課税総所得金額（見込み）については、別紙様式（課税総所得金額等積算書）を用いて当該年の年収見込みより算出するものとする。

6 所得及び資産基準（私立中学校等における家計急変世帯への授業料減免継続支援（以下、「小中継続支援」という。）の場合）

私立中学校等に在学する生徒等の学資負担者が、3 減免要件・減免金額等（1）又は（2）に該当した者であって、授業料の減免の措置を受けた翌年度以降も、継続して年収が400万円未満相当かつ資産保有額が700万円未満であることに伴い、授業料の減免の対象となるのは、次の①②③のすべてに該当する場合のみとする。

- ① 令和4年の課税総所得金額（見込み）が140万円未満（※）であること。
- ② 授業料の減免措置を受けた翌年度以降も、継続して課税総所得金額が140万円未満（※）であること。
- ③ 令和4年12月1日時点の資産保有額が700万円未満であること。

※ひとり親控除の適用がある場合は課税総所得金額（見込みの場合を含む。）が143万円未満であることとする。

なお、課税総所得金額（見込み）については、別紙様式（課税総所得金額等積算書）を用いて当該年の年収見込みを算出するものとする。

7 補助金額

3から6までに定めるところにより、学校法人が減免した金額（就学支援金等を受給している場合は当該額を除く。）を補助するものとする。

ただし、3に定める減免要件によらない方法で減免した場合の取扱いは、次の例によるものとする。

家計急変の事由	補助限度額	例	
		学校法人が減免する金額	府補助金額
失職	納付すべき授業料の全額	納付すべき授業料の全額	納付すべき授業料の全額
		納付すべき授業料の1/2	納付すべき授業料の1/2
著しい収入減の場合	納付すべき授業料の1/2	納付すべき授業料の1/2	納付すべき授業料の1/2
		納付すべき授業料の全額	納付すべき授業料の1/2
		納付すべき授業料の1/3	納付すべき授業料の1/3
小中継続支援	納付すべき授業料の全額 (上限：月額28,000円)	納付すべき授業料の全額	納付すべき授業料の全額 (上限：月額28,000円)
		納付すべき授業料の1/2	納付すべき授業料の1/2 (上限：月額28,000円)

※ 「納付すべき授業料」とは、4（2）の補助対象月数に係る授業料（特待制度による学校独自の授業料減免や就学支援金等の支給を受けている場合は当該額を除く。）をいう。

※ 生徒が就学支援金等の受給資格者である場合は、納付すべき授業料の額から減免対象期間に係る就学支援金等の額を控除すること。（生徒が就学支援金等の受給資格を有しているにもかかわらず受給資格認定を受けていない場合は、就学支援金等を受給しているものとしてその額を控除すること。）

※ 月額換算で円未満の端数が生じる場合は、各月の端数の計が1円以上となるたびに上乗せをすること（就学支援金における単位あたりの授業料を設定している場合の授業料月額等の端数処理の考え方に基づく）。

（例1）失職の場合

- ㊦ 補助対象期間 令和4年9月1日～令和5年3月31日（7か月間）
- ㊦ 減免対象期間に係る就学支援金等 9,900円/月

（1-1）年間授業料480,000円の場合（月額40,000円）

- ㊦ 納付すべき授業料の額 $40,000 \text{円} \times 7 \text{月} = 280,000 \text{円}$
- ㊦ 減免対象期間に係る就学支援金等額 $9,900 \text{円} \times 7 \text{月} = 69,300 \text{円}$
- ㊦ 減免対象経費 $280,000 \text{円} - 69,300 \text{円} = 210,700 \text{円}$

（1-2）年間授業料520,000円の場合（月額43,333.333…円（520,000円÷12月））

月	納付すべき授業料(A)	就学支援金(B)	減免対象経費(A-B)
1ヶ月目（9月）	43,333円	9,900円	33,433円
2ヶ月目（10月）	43,333円	9,900円	33,433円
3ヶ月目（11月）	43,334円	9,900円	33,433円
4ヶ月目（12月）	43,333円	9,900円	33,434円
5ヶ月目（1月）	43,333円	9,900円	33,433円
6ヶ月目（2月）	43,334円	9,900円	33,433円
7ヶ月目（3月）	43,333円 ※	9,900円	33,434円
計	303,333円	69,300円	234,033円

※最終月で円未満の端数がある場合は切捨

（例2）著しい収入減の場合

- ㊦ 年間授業料 480,000円
- ㊦ 納付すべき授業料の額 480,000円
- ㊦ 減免対象期間に係る就学支援金等額 $9,900 \text{円} \times 12 \text{月} = 118,800 \text{円}$
- ㊦ 減免対象経費 $480,000 \text{円} - 118,800 \text{円} = 361,200 \text{円}$
- ㊦ 補助上限額 $361,200 \text{円} \times 1/2 = 180,600 \text{円}$

（例3）小中継続支援の場合

- ・ 年間授業料 480,000円
- ・ 納付すべき授業料の額 480,000円
- ・ 減免対象経費 480,000円
- ・ 補助上限額 $28,000 \text{円} \times 12 \text{月} = 336,000 \text{円}$

8 高等学校定時制・通信制課程（単位制授業料）の取扱いについて

失職による場合の減免金額については、年度内に納める授業料を履修月で割って算出するものとする（就学支援金等を受給している場合（注）は当該額を除く。）。

（注）就学支援金又は学び直し支援金の受給資格があるにも関わらず、認定申請を行っていない場合はいずれも受給しているものとする。

（例）

- ① 1 単位あたり授業料 10,000 円
- ② 減免対象期間に係る就学支援金等 4,812 円/単位
- ③ 履修期間 令和4年4月1日～令和4年9月30日（6か月履修）
- ④ 履修単位 25 単位

（i）失職（補助対象期間：令和4年4月1日～令和4年10月31日（7か月））の場合

月	授業料(A) ※1	就学支援金(B) ※2	減免対象経費 (A-B)
1ヶ月目（4月）	41,666 円	20,050 円	21,616 円
2ヶ月目（5月）	41,667 円	20,050 円	21,617 円
3ヶ月目（6月）	41,667 円	20,050 円	21,617 円
4ヶ月目（7月）	41,666 円	20,050 円	21,616 円
5ヶ月目（8月）	41,667 円	20,050 円	21,617 円
6ヶ月目（9月）	41,667 円	20,050 円	21,617 円
7ヶ月目（10月）	-	-	-
計	250,000 円	120,300 円	129,700 円

（下線は端数処理をした金額）

※1 1 単位あたり授業料÷履修月数×履修単位数（10,000 円÷6月×25 単位）

※2 就学支援金支給額（4,812 円÷6月×25 単位）

月額換算で円未満の端数が生じる場合は、各月の計が1円以上となるたびに上乗せをする（就学支援金における単位あたりの授業料を設定している場合の授業料月額等の端数処理の考え方に基づく）。

（ii）著しい収入減の場合

- ① 年間授業料 250,000 円（10,000 円×25 単位）
- ② 減免対象期間に係る就学支援金 120,300 円（4,812 円×25 単位）
- ③ 減免対象経費 250,000 円 - 120,300 円 = 129,700 円
- ④ 補助上限額 129,700 円×1/2 = 64,850 円

9 私立高等学校等に2人以上在学する場合について

2人目以降については、1人目と同様の減免方法とする。(1人目が全額減免の場合は、2人目以降も全額減免。1人目が1/2減免の場合は、2人目以降も1/2減免。)

10 交付の申請手続

(1) 失職による場合については、第1回から第3回申請において申請手続を行うものとする。
(事業計画書の提出期限は別途通知文のとおり)

(2) 収入が著しく減少した場合及び小中継続支援については、第3回申請において申請手続を行うものとする。(申請者(学資負担者)から学校への申請は、本年の所得見込確定時期(年末頃)に受け付けること。)

(3) 失職により減免対象となった者が再就職した場合は、事前に府私学課へ連絡のうえ、変更申請あるいは実績報告により、府の補助金額を減額して申請又は報告するものとする。

1140 授業料減免計画書の提出及び添付書類

学校法人は、失職、著しい収入減あるいは小中継続支援の対象となることにより授業料の減免事業を実施する場合、学資負担者から、授業料減免申請書(様式第1号)に次に定める書類を添えて提出させ、授業料減免計画書を府に提出するものとする。

府は、学校法人の授業料減免計画がこの要領に定める減免の要件等に適合することを確認した後、その結果を学校法人に通知するものとする。

(1) 経営状況の悪化に伴う会社等の倒産や解雇等により、失職した場合

① 倒産・解雇等による失職を証明する書類(いずれか1つ)

- ・雇用保険受給資格者証の全ページの写し
(※離職理由コードが「11(解雇)」であること。)
- ・離職票の写し
- ・前雇用主の証明 等

※ 原則として、「雇用保険受給資格者証の全ページの写し」を提出すること。なお、やむをえない理由等により「雇用保険受給資格者証の全ページの写し」を提出できない場合は、「離職票の写し」又は「前雇用主の証明」等のいずれか1つを提出すること。

※ 役員の場合は、本人の責めに帰さず解任されたことがわかる株主総会の議事録を提出すること。

※ 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「31」である場合については、勧奨退職であるため、原則として補助対象としない。ただし、雇用主からの非常に強い働きかけにより退職せざるを得なかった場合で、早期退職に伴う割増の退職金を支給されていないこと、また、再就職先の斡旋を受けていないことについて、雇用主が発行する証明書を提出できる

場合には、補助対象とすることがあるので、府私学課に相談すること。

- ② 扶養の状況が確認できる書類（いずれか1つ）
 - ・令和4年度市（町村）民税・府民税特別徴収税額の決定通知書の写し
 - ・令和4年度市（町村）民税・府民税納税通知書の写し
 - ・令和4年度市（町村）民税・府民税課税証明書
- (2) 経営状況の悪化に伴う自営業の廃止により、失職した場合
- ① 自営業の廃止を証明する書類（いずれも必要）
 - ・税務署に提出した事業廃止届出書または個人事業の開業・廃業等届出書の写し（所轄の税務署の受理印のあるものに限る。）
 - ・自主廃業でないことを証明する書類（「破産手続開始等の通知書」の写し等）
 - ② 扶養の状況が確認できる書類（いずれか1つ）
 - ・令和4年度市（町村）民税・府民税納税通知書の写し
 - ・令和4年度市（町村）民税・府民税課税証明書
- (3) 会社等の経営状況の悪化により、収入が著しく減少した場合
- ① 昨年（令和3年）の所得及び扶養の状況が確認できる書類（いずれか1つ）
 - ・令和4年度市（町村）民税・府民税特別徴収税額の決定通知書の写し
 - ・令和4年度市（町村）民税・府民税納税通知書の写し
 - ・令和4年度市（町村）民税・府民税課税証明書
 - ② 本年（令和4年）の所得（見込）を証明する書類（いずれか1つ）
 - ・令和4年分源泉徴収票
 - ・給与支給者又は税理士等第三者による所得見込証明書 等
- (4) 傷病により、収入が著しく減少した場合
- ① 昨年（令和3年）の所得及び扶養の状況が確認できる書類（いずれか1つ）
 - ・令和4年度市（町村）民税・府民税特別徴収税額の通知書の写し
 - ・令和4年度市（町村）民税・府民税納税通知書の写し
 - ・令和4年度市（町村）民税・府民税課税証明書
 - ② 本年（令和4年）の所得（見込）を証明する書類（いずれか1つ）

- ・令和4年分源泉徴収票
- ・給与支給者又は税理士等第三者による所得見込証明書 等

③ 傷病の事実を証明する書類

- ・診断書

(5) 小中継続支援を申請する場合

① 授業料の減免の措置を受けた翌年度以降の所得が確認できる書類

- ・授業料の減免の措置を受けた翌年度以降全ての市（町村）民税・府民税課税証明書

② 本年（令和4年）の所得（見込）を証明する書類（いずれか1つ）

- ・令和4年分源泉徴収票
- ・給与支給者又は税理士等第三者による所得見込証明書 等

③ 令和4年12月1日時点で資産保有額が700万円未満であることの誓約

- ・教育長が指定する誓約書

【留意点】

- ❖ 課税証明書等で19歳未満の扶養親族が確認できない場合は、健康保険証（写）等を提出すること。
- ❖ 自営業の場合は、原則として税理士等第三者による所得（見込）証明書を提出すること。
- ❖ (4)の③について、学資負担者と同居している家族等が新型コロナウイルスに感染した影響により、学資負担者の収入が著しく減少した場合は、その者の診断書と住民票の写し（学資負担者と同居していることが確認できるもの）を提出すること。
- ❖ (5)の③について、対象となる資産の範囲は次のとおりとする。
 - イ 現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）
 - ロ 預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）
 - ハ 満期や解約により現金化した保険
 ※土地・建物等の不動産は対象とせず、また住宅ローン等の負債と相殺することはできない。
- ❖ その他新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が著しく減少した場合は、当該事情を示す書類の提出を求めることがあるため、府私学課へ相談すること。

12 減免の通知

補助金の交付の決定を受けた学校法人は、学資負担者に授業料減免決定を通知するものとする。

13 その他

(1) 大阪府私立高等学校等授業料支援補助金、大阪府東日本大震災私立学校等授業料等特別減免事業補助金との併給はしない。(授業料支援補助金等と比較し、申請者に有利な制度を適用すること。)

(2) 令和3年度以前において、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校のいずれかで本補助金又は平成21年度大阪府私立高等学校等授業料臨時減免事業補助金の交付を既に受けた者については、本年度の補助対象とならない。(小中継続支援対象者を除く。)

(3) 本補助金において「失職」と「著しい収入減」の両方の条件を満たす場合についても、いずれか高い助成金額のみ適用する。

(4) 本事業の対象となる「授業料」は、学則上授業料と規定しているものを指し、授業料以外の経費は対象としない。